

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（8月末 暫定値）509件（去年同期比+54件）

- 1 主な犯罪
- 空き巣 7件(-4件)
 - 自転車盗 108件(-9件)
 - 車上ねらい 27件(+17件)
 - 部品ねらい 25件(+1件)
 - オートバイ盗 22件(-10件)

特殊詐欺 30件（前年同期比+16件）被害総額 約82,700,000円（8月末 暫定値）
（内訳）

オレオレ詐欺	4件	被害金額	約 14,400,000円
預貯金詐欺	20件	被害金額	約 18,400,000円
融資保証詐欺	1件	被害金額	約 200,000円
架空料金請求詐欺	2件	被害金額	約 44,600,000円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	2件	被害金額	約 400,000円
その他の手口	1件	被害総額	約 4,600,000円

（令和6年8月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町	1	真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町	1	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	4
永田みなみ台	1	大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	1
永田東	1	中里	3
永田南		通町	
永田北	4	唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	2
宮元町		伏見町	
共進町	1	二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	1
三春台		平楽	1
山王町		別所	1
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦町	
若宮町		堀ノ内町	3
宿町		万世町	
新川町	1	六ツ川	3
その他		合計	30

車上狙いの被害が増えています。
車内に貴重品等を置くのはやめま
しょう。

急増中



現在当署で認知している特殊詐欺は上記のとおり、

30件、約82,700,000円

の被害が発生しています。

電話で「医療費の還付がある」「上司がお金を取りに行く」「オレ（息子・孫・弟等）だけ」そんな言葉に惑わされないように気を付けましょう。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）電話045-742-0110



南区交通事故統計《9月》

令和6年8月末現在 概数



発生件数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	13332	13997	-665
横浜市内	4736	4958	-222
南区内	235	250	-15

死者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	65	71	-6
横浜市内	23	23	0
南区内	2	1	1

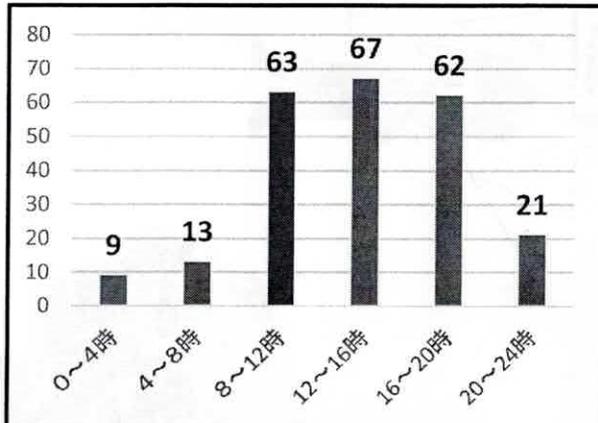
負傷者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	15481	16539	-1058
横浜市内	5428	5755	-327
南区内	267	268	-1

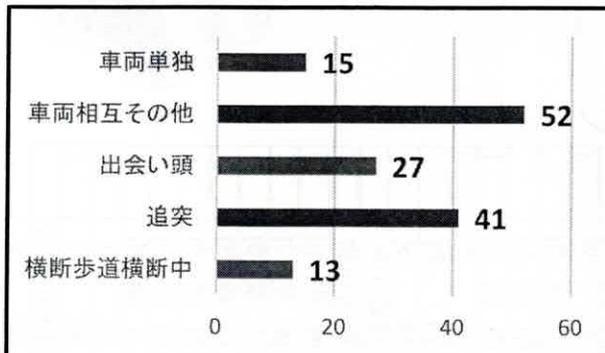
関係事故

	令和6年	構成率	増減数
高齢者	82	34.9%	-2
子供	19	8.1%	10
二輪車	85	36.2%	-11
自転車	50	21.3%	-5

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和6年	令和5年	増減数	町名	令和6年	令和5年	増減数
万世町	2	1	+1	平楽	2	1	+1
三春台	2	2	0	庚台	0	0	0
中島町	1	1	0	弘明寺	0	0	0
中村町	4	9	-5	弘明寺町	3	8	-5
中里	10	10	0	新川町	1	3	-2
中里町	0	0	0	日枝町	4	3	+1
二葉町	0	1	-1	東蒔田町	2	3	-1
井土ヶ谷上町	5	2	+3	榎町	1	2	-1
井土ヶ谷下町	8	4	+4	永楽町	3	2	+1
井土ヶ谷中町	7	8	-1	永田みなみ台	3	1	+2
伏見町	0	0	0	永田北	3	5	-2
八幡町	0	2	-2	永田南	2	4	-2
六ツ川	36	24	+12	永田台	2	2	0
共進町	3	7	-4	永田山王台	2	1	+1
別所	14	18	-4	永田東	10	8	+2
別所中里台	2	0	+2	浦舟町	10	14	-4
前里町	6	7	-1	清水ヶ丘	2	0	+2
南吉田町	1	5	-4	白妙町	1	2	-1
南太田	8	11	-3	白金町	1	3	-2
吉野町	3	6	-3	真金町	6	1	+5
唐沢	0	0	0	睦町	6	9	-3
堀ノ内町	1	2	-1	花之木町	4	2	+2
大岡	16	11	+5	若宮町	0	1	-1
大橋町	0	0	0	蒔田町	5	3	+2
宮元町	17	15	+2	西中町	0	4	-4
宿町	3	5	-2	通町	6	8	-2
山王町	1	2	-1	高根町	5	4	+1
山谷	0	0	0	高砂町	1	3	-2

南警察署からのお知らせ



「ピカッと安全！命を守る 早めのライト点灯と反射材」

…9月21日から30日は「秋の全国交通安全運動」、30日は「交通事故死ゼロを目指す日」として交通安全啓発活動や指導取締りの強化を実施します。運動の推進にご協力をお願いします。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット！



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署 交通課 045-742-0110

令和6年火災・救急概況

南消防署
1月1日～8月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数	26	33	△7	
火災種別	建物	19	21	△2
	林野	0	0	0
	車両	2	3	△1
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	5	9	△4
焼損床面積 (㎡)	293	264	29	
死者 (人)	2	1	1	
負傷者 (人)	3	7	△4	
主な火災原因	放火(疑い含む)	8	9	△1
	こんろ	5	5	0
	電気機器	3	3	0
	たばこ	2	4	△2
	炉	2	0	2
救急出場件数	10,449	10,336	113	
救急種別	急病	7,761	7,598	163
	一般負傷	1,787	1,809	△22
	交通事故	272	305	△33
	その他	629	624	5

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数 (件)	427	503	△76	
焼損床面積 (㎡)	4,192	4,856	△664	
死者数 (人)	17 (1)	10 (0)	7	
負傷者数 (人)	78	85	△7	
救急出場件数 (件)	171,429	167,173	4,256	
救急種別	急病	121,660	119,562	2,098
	一般負傷	30,965	29,267	1,698
	交通事故	5,893	5,793	100
	その他	12,911	12,551	360

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
行政区別件数	鶴見	30	41	△11	12,625	12,689	△64
	神奈川	32	32	0	10,609	10,299	310
	西	22	26	△4	7,180	7,021	159
	中	59	55	4	12,295	12,290	5
	南	26	33	△7	10,449	10,336	113
	港南	17	17	0	10,445	10,086	359
	保土ヶ谷	15	19	△4	9,182	9,020	162
	旭	19	32	△13	11,337	10,945	392
	磯子	11	13	△2	7,874	7,764	110
	金沢	29	25	4	9,188	8,933	255
	港北	51	54	△3	13,597	13,396	201
	緑	12	20	△8	7,951	7,511	440
	青葉	18	27	△9	10,466	9,851	615
	都筑	10	19	△9	7,365	7,277	88
	戸塚	31	41	△10	12,535	12,256	279
	栄	15	12	3	5,399	5,243	156
泉	20	15	5	7,005	6,498	507	
瀬谷	10	22	△12	5,894	5,725	169	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	1	第一分団
太田地区町内連合会	2	
寿東部連合町内会	6	第二分団
中村地区連合町内会	4	
蒔田連合町内会	2	第三分団
お三の宮地区連合町内会	1	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	2	第四分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	1	第五分団
本大岡地区町内会連合会	4	
大岡地区連合町内会	1	第六分団
別所地区連合町内会	0	
南永田・山王台連合町内会	1	第一～六分団
六ツ川地区連合自治会	0	
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	1	
合計	26	

災害用備蓄食料を無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,100箱 (20,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：20食
- 賞味期限：2025年1月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 3,200箱 (72,000本) 程度

- 1箱当たりの本数：24本
- 賞味期限：2025年7月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 800箱 (16,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：20食
- 賞味期限：2025年1月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 300箱 (21,000食) 程度

- 1箱当たりの食数：70食
- 賞味期限：2025年1月または2月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ スープ 900箱 (40,500食) 程度

- 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各15食)
- 賞味期限：2025年7月
- 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
21cm×29cm×24cm／約1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）～ 令和6年10月15日（火）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出システム』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0df28285-3ca1-40ec-a9c3-51659bfb768a/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの

「申込番号」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和6年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

以下の日時に配布を行います。『横浜市電子申請・届出システム』でのお申込みの際に、次の①～⑩の候補のうち、第3希望までお選びください。

①	令和6年11月20日(水)	10:00～11:30
②	令和6年11月20日(水)	14:00～15:30
③	令和6年11月21日(木)	10:00～11:30
④	令和6年11月21日(木)	14:00～15:30
⑤	令和6年11月22日(金)	10:00～11:30
⑥	令和6年11月22日(金)	14:00～15:30
⑦	令和6年11月25日(月)	10:00～11:30
⑧	令和6年11月25日(月)	14:00～15:30
⑨	令和6年11月26日(火)	10:00～11:30
⑩	令和6年11月26日(火)	14:00～15:30

(2) 配布場所

南部方面備蓄庫

住所：横浜市金沢区富岡東 2-2-10



5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いします。
- キ お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 (電話) 045-671-2011

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（南区）

令和6年9月20日

～土砂災害に備えていただくために～
土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表と
説明会の開催について

- 県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、南区の調査結果を令和6年9月に公表しました。
- この調査結果に関する説明会を次の通り開催しますのでお知らせします。なお、参加できない場合は「説明資料」等を横浜川崎治水事務所ホームページへ掲載しますのでご覧ください。また、レッドゾーンの指定を予定している土地所有者様には、説明会のご案内を改めて郵送いたします。

●説明会

【開催日時】 令和6年10月27日（日） ※午前と午後は同じ内容で実施します。

■10時～11時30分（北部の方）

■14時～15時30分（南部の方）

※北部と南部の区分は次頁の対象地域区分図をご参照ください。

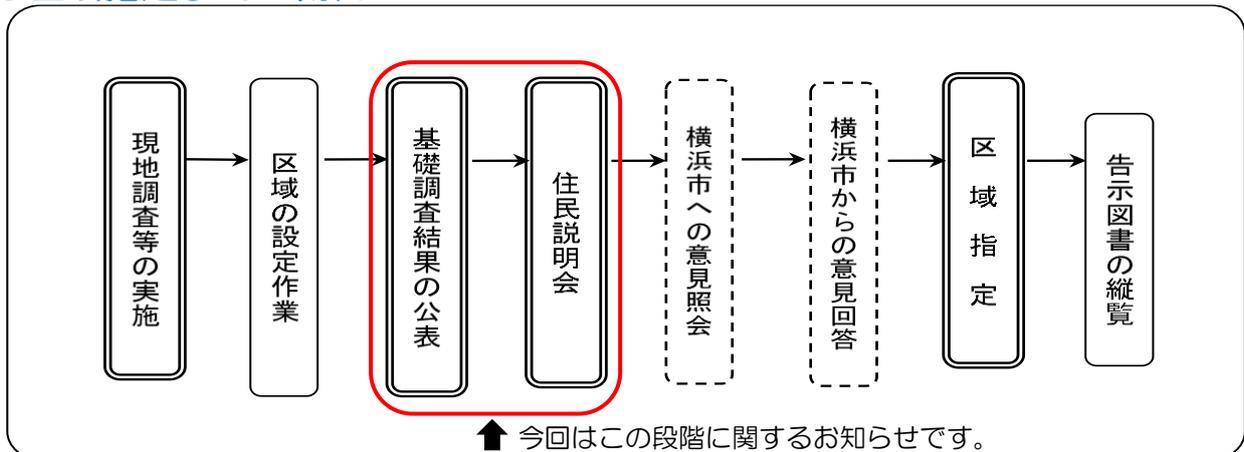
※中止・延期の場合は、当事務所のホームページに掲載します。電話でのお問い合わせもできます。

【開催会場】 南吉田小学校 体育館

横浜市南区高根町2-14（次頁の会場案内図参照）

【説明内容】 土砂災害防止法の概要・区域指定の見直し・土地利用の制限などについて、プレゼンテーションや資料などにより、説明を行います。

●区域指定までの流れ



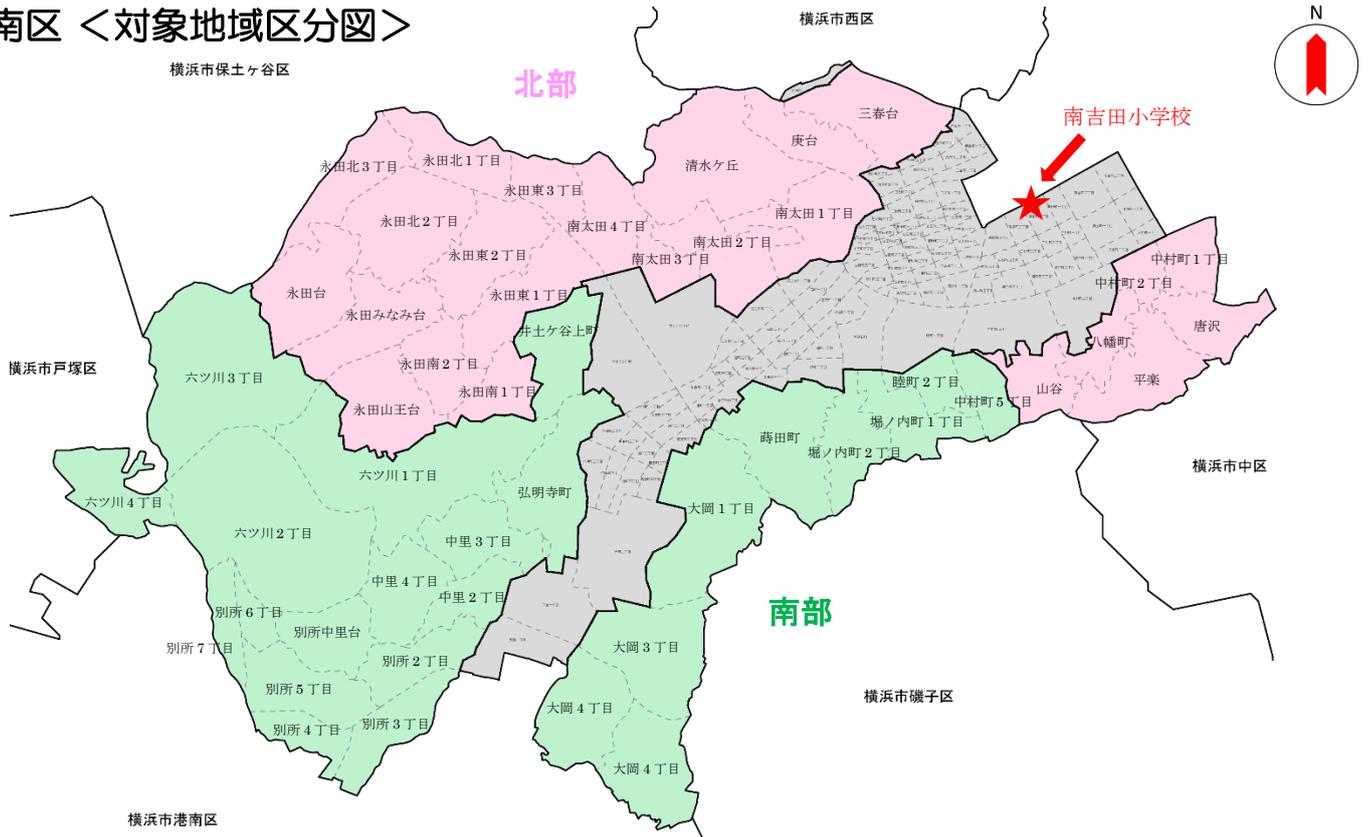
基礎調査結果（区域図(案)）は、公表後にホームページ【神奈川県土砂災害情報ポータル】や、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

で検索

南区 <対象地域区分図>



【説明会】10/27(日)
10時～11時30分

対象：三春台、庚台、清水ヶ丘、南太田、永田、中村町、
唐沢、平楽、八幡町、山谷地区

【説明会】10/27(日)
14時～15時30分

対象：六ツ川、別所、中里、弘明寺、井土ヶ谷、大岡、
睦町、堀ノ内町、蒔田町、中村町5丁目地区

<説明会 会場案内図>

※会場の大きさに限りがあり、混雑を避けるため、対象地域を北部と南部に設定（区分）しておりますが、ご都合がつかない場合は、区分に関わらずご参加ください。

【説明会場】

会場：南吉田小学校 体育館（南区高根町 2-14）
（午前、午後どちらも会場は同じになります。）
横浜市営地下鉄：阪東橋駅1B出口より徒歩2分

※ 駐車場はありませんので、公共交通機関のみをご利用ください。
会場は正門よりお入りください。

●問合せ先

神奈川県横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第一課
電話：045-411-2520 8:30～17:15
（土・日・祝日を除く）



横浜川崎治水事務所

検索で検索

表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



土砂災害防止法

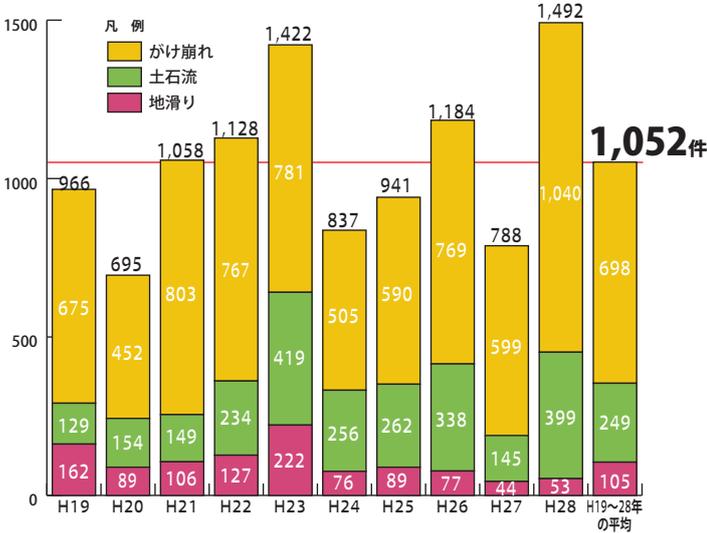
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

近年の土砂災害発生状況

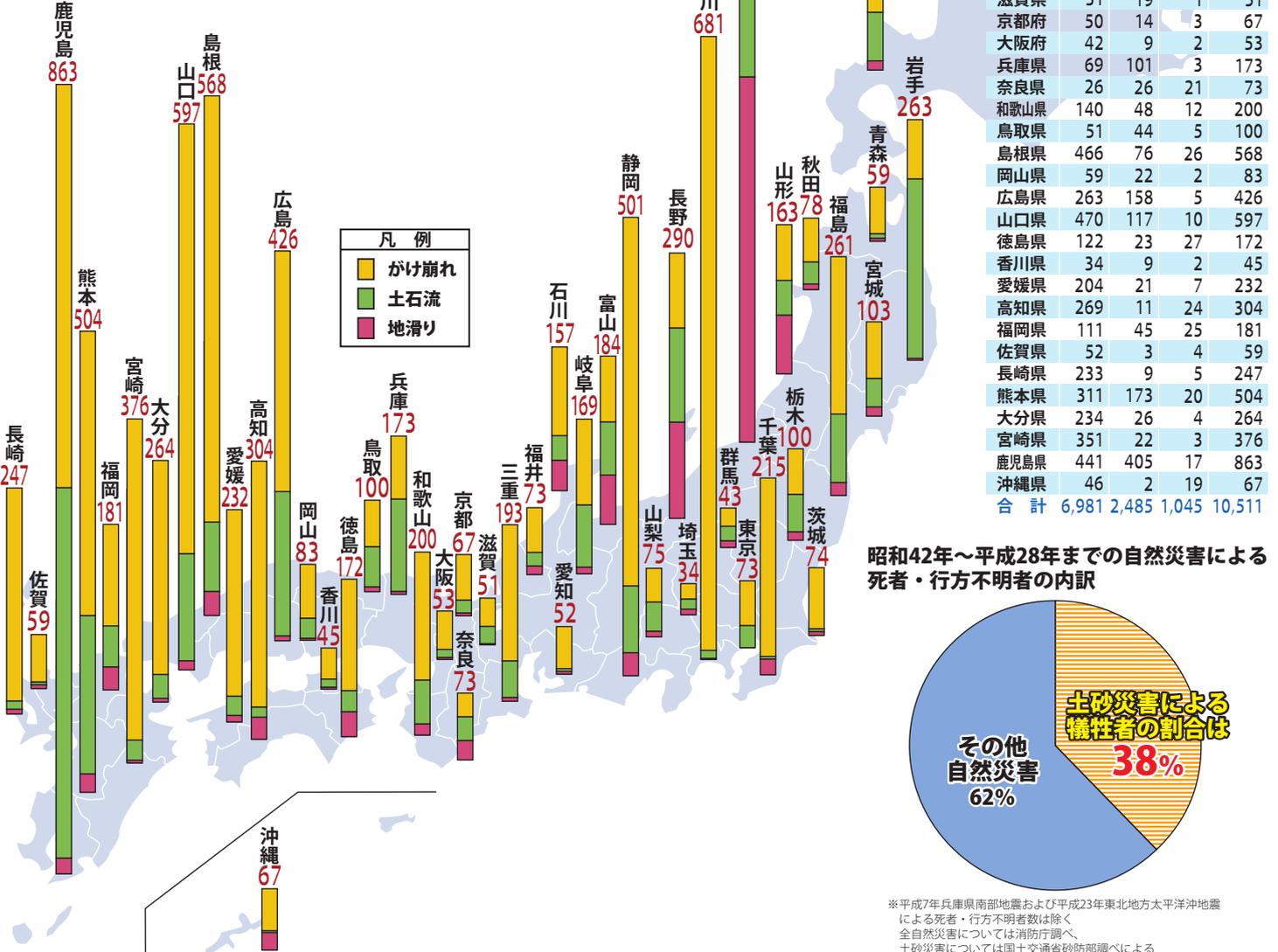
土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数 (平成19年～28年)

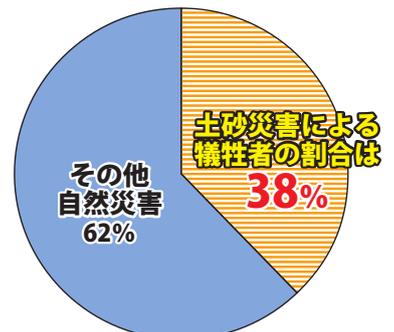
※小数点以下四捨五入



■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況 (平成19年～28年)



昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

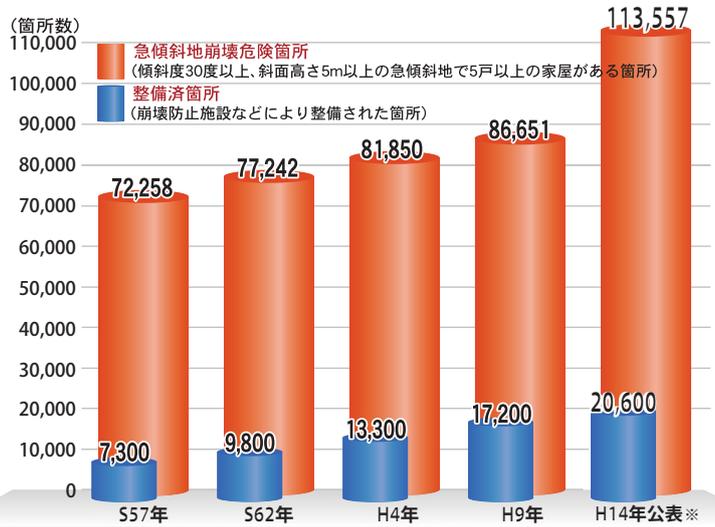
『土砂災害防止法』とは 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、Ⅰ：「人家5戸以上等の箇所」

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査
- ・基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

〈警戒避難体制の整備等〉

- ・市町村地域防災計画への記載
- ・要配慮者利用施設の避難体制
- ・土砂災害ハザードマップの配布等

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

〈移転等の支援〉

- ・住宅金融支援機構の融資
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



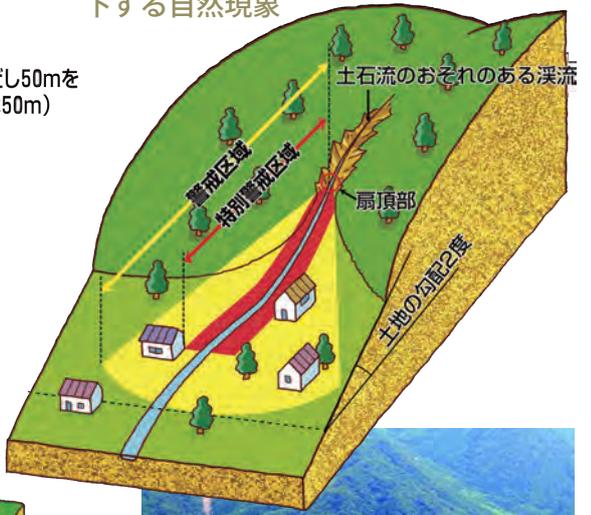
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



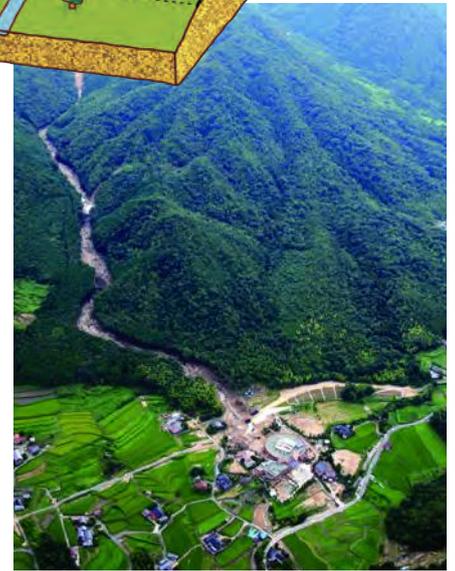
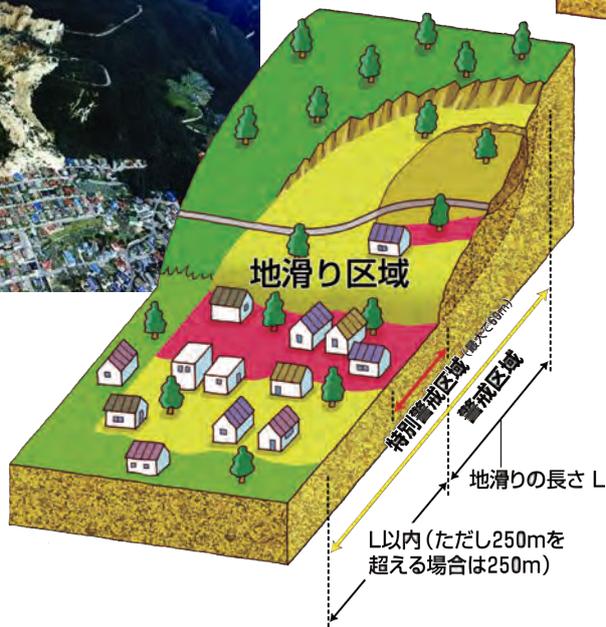
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍 (50mを超える場合は50m) 以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域 (地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離 (250mを超える場合は250m) の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30時間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

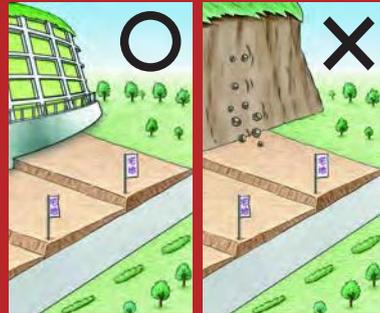
土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるのかについて建築確認がとれます。
【建築主事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

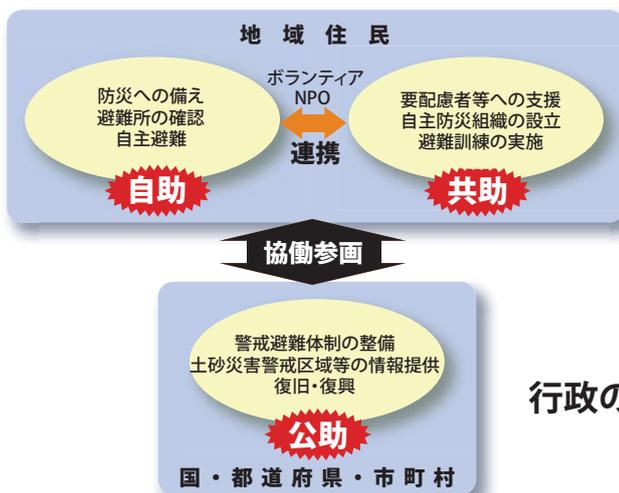
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。



土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要になります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）

交通安全活動だより

一般社団法人南交通安全協会
 横浜市南区大岡2-31-4 南警察署内
 発行責任者 045-741-3262
 一般社団法人南交通安全協会
 会長 置田 光 男



置田光男 様 一般社団法人南交通安全協会会長

交通栄誉章「緑十字金賞」受章

奥様の久美子 様 「感謝状」受章

置田光夫様は、令和6年1月17日、秋篠宮皇嗣同妃両殿下並びに岸田文雄内閣総理大臣のご出席のもと授賞式が開催され、御二人からお祝いの言葉を頂戴するとともに、「緑十字金賞」を受章され、奥様の久美子様は「感謝状」を受章されました。



交通指導員委嘱式

2月2日(金)南警察署署長室において、中村勝幸氏に交通指導員の委嘱式が行われました。



環境美化活動

南交通安全協会

3月27日南交通安全協会置田光男会長他役員一同は、安心・安全かつ尚一層快適に花見が楽しめるよう花見客でにぎわう大岡川沿道のゴミ拾いをし環境美化活動を実施しました。



春の交通安全運動

4月6日(土)～4月15日(月)の10日間 4月10日(水)は「交通事故0を目指す日」

○スローガン 安全は 心と時間の ゆとりから

- 重点
- ・こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
 - ・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



春の交通安全運動のキャンペーン

南警察署 一日警察署長 歌手・声優 松本 梨香さん

南警察署長任命委嘱式を終え、交通安全教室終了後、南区役所から横浜橋通商店街を交通事故防止を訴えながら啓発物を通行人等に配布しました。



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自分を守るために大人も子供もヘルメットをかぶりましょう!

4月17日(水)大岡小学校 4月22日(月)太田小学校 4月23日(火)石川小学校

はまっ子
交通安全教室



5月8日(水) 藤の木小学校 5月10日(金) 日枝小学校 5月14日(火) 南小学校 5月15日(水) 別所小学校



5月23日(木) 南吉田小学校 5月24日(金) 永田台小学校 5月28日(火) 蒔田小学校 6月3日(月) 六ッ川台小学校



6月4日(火) 六ッ川小学校 6月11日(火) 中村小学校 6月13日(木) 六ッ川西小学校 6月19日(水) 井土ヶ谷小学校



6月の「二輪車交通事故防止月間」に伴い、二輪車交通事故防止南警察署と伊勢佐木警察署との合同キャンペーンが横浜橋通商店街周辺で開催され、南交通安全協会、交通安全母の会、関係団体等が参加、「二輪車事故多発注意」ののぼり旗や「スピードおとせ」のハンドサインを持ち、通行人、買い物客、ドライバーなどに二輪車の事故防止を訴えました。



夏の交通事故防止運動

いきいきシルバートレーニングを指導する警察官の平田さん

実施期間 7月11日(木)～7月20日(土)までの10日間

- ・重点
 - 1 安全運転意識の向上
 - 2 妨害運転・飲酒運転の根絶
 - 3 こどもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保

・スローガン 「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」

キャンペーン 7月11日午前10時～午前11時30分
南区役所多目的ホールにて



○推進員・南安全協会合同研修会(企業見学会)開催

7月10日(水)午後1時30分から推進員・南交通安全協会等の23名は、武蔵小杉の信号器材(株)の企業見学会を開催し、信号、標識の作り方など識見新たにし、大変有意義な見学会でした。



神奈川県歩行者安全五則

- 1 横断する意思を明確にする!
- 2 横断歩道を渡る!
- 3 歩きスマホはしない!
- 4 危険な踏切横断はしない!
- 5 反射材を身に着ける!

令和6年首都圏 放置自転車クリーンキャンペーン 横浜市実施要綱

目的

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく対策を推進します。

期間

令和6年10月1日～10月31日の1か月間

スローガン

「自転車の代わりに置こう 思いやり」



重点

1. 放置自転車の防止
2. 交通ルールの遵守と駐車マナーの向上



放置自転車クリーンキャンペーンの様子



路上自転車駐車場の整備状況（イセザキモール）

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種活動を積極的に推進します。
- 2 運動の趣旨を周知徹底し、「運動の重点」の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
- 3 自転車利用者の交通ルールの遵守と駐車マナー向上を図るための広報を行います。

横浜市・区

- 1 放置自転車の追放気運を高めるための広報啓発活動を推進します。
- 2 放置自転車をなくすための指導警告や移動・撤去活動を積極的に推進します。
- 3 自転車の損害賠償責任保険等加入、乗車用ヘルメット着用の周知・啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違法駐車などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体の自主的活動を促進するため必要な情報の提供と支援を行います。
- 3 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 各種キャンペーンを実施し、地域住民の放置自転車の追放気運の醸成を図ります。
- 2 事業所等に対し、使用者や管理者などを中心とした事業所ぐるみでの違法駐車等追放気運を高めるよう働きかける。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- 1 違法駐車や放置自転車の追放についての啓発・教育を推進します。
- 2 盗難自転車の多くは放置されてしまうので盗難の防止について指導します。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知を図るとともに、交通マナーの向上のための広報啓発活動を推進します。
- 2 駅周辺の放置自転車の移動活動に協力します。
- 3 関係機関と連携を図り、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備推進に努めます。

地域

- 1 違法駐車や放置自転車などの迷惑性や自転車のマナー等について地域で話し合しましょう。
- 2 会合等を利用し、違法駐車や放置自転車等の問題について認識を高め、違法・迷惑駐車を「しない・させない運動」を推進しましょう。
- 3 関係機関・団体が実施する放置自転車等クリーンキャンペーン等に参加しましょう。
- 4 車・自転車・バイクで外出する際は、決められた場所以外にはとめないようにしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323



地域のこれからに向けて話し合いました



書類
番号

10

南区地区懇談会報告書

2024



主催 南区連合町内会長連絡協議会

目次

南区地区懇談会について／開催概要／今年度の特徴

1

各地区の開催概要

- | | | | | | |
|---|-------|---|-------------------------------------|-------|----|
| ◆ 蒔田 | | 2 | ◆ 六ツ川 | | 10 |
| 蒔田地区社会福祉協議会の活動と地域の絆づくりに向けて | | | ①『笑顔でつながる六ツ川』の実践に向けて
②能登半島地震を受けて | | |
| ◆ 中村 | | 3 | ◆ 南永田山王台 | | 11 |
| ①震災時における避難所の役割について
②みんなで見守るあったかい地域を目指して(こどもの見守り活動について) | | | 町内会館の利用促進に向けた現状分析と取り組みについて | | |
| ◆ 井土ヶ谷 | | 4 | ◆ 本大岡 | | 12 |
| ①各町内会・自治会の防災対策
②ごみ問題について | | | 住みよいまちづくり ～災害に強いまち～ | | |
| ◆ 永田みなみ台 | | 5 | ◆ 六ツ川大池 | | 13 |
| 防災 ー地震に備えてー | | | 地域で支える安心・安全な「まち」にするには | | |
| ◆ 堀ノ内睦町 | | 6 | ◆ 太田 | | 14 |
| 防災の基本的な対応について | | | 交通ルールをどう守るかみんなで考える | | |
| ◆ 太田東部 | | 7 | ◆ 寿東部 | | 15 |
| 災害図上訓練「DIG(ディグ)」 | | | これからの町内会のあり方 | | |
| ◆ 北永田 | | 8 | ◆ 別所 | | 16 |
| 自治会・町内会の活性化の推進 | | | 3～5年先の盆踊り大会およびふれあい祭りにどう対処するか | | |
| ◆ 大岡 | | 9 | ◆ お三の宮 | | 17 |
| より良い大岡地区のために | | | 防犯について | | |

参加者のアンケート結果

18

みなっちのワンポイント・アドバイス

20



南区地区懇談会について

南区地区懇談会は、昭和44(1969)年に『南区区政懇談会』として発足し、毎年開催されています。地域の皆さまが地域の課題を共有し、意見交換ができる場として、区内全16地区連合町内会のエリアごとに開催されており、南区の特徴ある取組の一つとなっています。開催にあたっては、各地区連合町内会が中心となり、事前の準備から当日の運営に至るまで、自治会町内会の多くの方々によって運営されています。

令和6年度地区懇談会は、5月10日(金)から6月28日(金)までの約2か月にわたり、全16地区連合で開催されました。その様子をまとめましたので、報告します。



開催概要

主催	南区連合町内会長連絡協議会
開催期間	令和6年5月10日(金)から6月28日(金)まで
開催地区	16地区連合
議論方法	教室形式2地区／グループ討議形式14地区
延べ出席者数	798名(地域588名、行政210名)



今年度の特色

今年度は令和6年1月に能登半島地震が発生したこともあり、「防災」を議題に取り上げた地区が多くありました。また、今後の自治会町内会運営や地域活動の進め方について取り上げた地区もあり、開催形式は、グループ討議形式で行う地区が多くありました。地域の方々が顔を合わせ、日頃感じている課題を共有するなど活発な話し合いが行われました。



蒔田地区社会福祉協議会の活動と地域の絆づくりに向けて

日時 5/10(金)19:00~

会場 ビエラストジオ蒔田

参加者 34人



開催趣旨

地域の絆づくりに向けてできることを考えるには、地域の様々な活動を知ることも必要です。今回は、蒔田地区社会福祉協議会の活動を知る場として、開催しました。



内容

地区社会福祉協議会の成り立ちや蒔田地区での取組事例、活動に対する思いなどについて、活動に携わっている方々から話を聞きました。



参加者の声

- ・地区社協の活動を理解できた。
- ・改めて活動の幅広さを感じました。町内でもPRしていきたいです。
- ・人と人とのつながりを大切にしたい。



当日の様子



ひとこと

地域で蒔田地区社会福祉協議会が、どのような活動をしているのかを知る良い機会になったと思います。地域での絆づくりを考えるうえで、地区社協の活動との連携も考えていきたいと思っています。

蒔田連合町内会 茅野 繁 会長



①震災時における避難所の役割について
 ②みんなで見守るあったかい地域を目指して(こどもの見守り活動について)

日時	5/14(火)18:30~
会場	区役所1階多目的ホール
参加者	50人



開催趣旨

能登半島地震をきっかけに地域で関心が高まっている「避難所の役割」について学び、また同様に関心の高い「子どもの見守り」についても関係者が顔を合わせ現状を共有し、考えるための場として、開催しました。



内容

始めに、区危機管理・地域防災担当から避難所について説明を受けました。次に、石川小学校PTA前会長の高田様から子どもの見守り活動について説明を受け、その後、グループごとに情報交換を行いました。



参加者の声

- ・日頃思っていることを皆さんと話し合うことができた。
- ・地域の大切さ、力を感じました。
- ・いろいろな話が聞けて良かった。



当日の様子



ひとこと

地域の皆さんが関心のある事例で、地区懇談会が開催でき、良かったです。子どもの見守りについては、PTA・学校・地域が交流及び情報交換ができたと思いますので、引き続き連携していきたいと思います。

中村地区連合町内会 吉井 肇 会長



①各町内会・自治会の防災対策
②ごみ問題について

日 時 5/16(木)18:30～
会 場 ビエラストジオ蒔田
参加者 49人



開催趣旨

井土ケ谷地区では災害時、エリアによって起こりうる被害が異なることから、各地区の防災対策を共有しました。また、令和7年度から始まる新しいプラスチックごみの出し方について学びました。



内容

防災対策委員会の資料をもとに、各町内会が取組を発表しました。その後、新しいプラスチックごみの出し方について、資源循環局南事務所の説明を聞きました。



参加者の声

- ・プラごみの出し方がよくわかりました。
- ・他町内会の取組を知ることができて勉強になりました。
- ・また機会があれば参加したいです。



当日の様子



ひとこと

昨年度より多くの方に参加してもらえたのが良かったと思います。ごみ出しについては、日頃から地域の皆様がさまざまな工夫をされていますので、来年度から始まる新しいプラスチックごみの分別についても、地域でしっかりと周知していきたいと思ひます。

井土ケ谷地区連合町内会 河野 正敏 会長



開催趣旨

いつ起こるか分からない大地震に対して、各家庭で準備しておくことや、一人世帯の安全確認、高齢者の避難など、地域や近隣の助け合いについて改めて見直すことで、自助・共助の意識を高める場として開催しました。



内容

区危機管理・地域防災担当から集合住宅ならではの注意事項に触れ、震災時の自助・共助について話を聞きました。その後、家庭で準備していること、また、防災について課題や取組をグループで話し合いました。



参加者の声

- ・自助共助の重要性を認識しました。
- ・防災対策に役立つ情報を得ることができました。
- ・近所の関わりを大切に、顔の見える関係を築いていきたいと思います。



当日の様子



ひとこと

1月に能登半島地震が発生し、タイムリーだったこともあり、身近な問題として考えることができました。グループで話し合ったことを今後の防災活動に生かしていきたいと思います。

永田みなみ台連合自治会 常木 敬司 会長



開催趣旨

地震が起こった時、慌てず対応行動がとれるように、災害時に自分の命は自分で守る「自助」と地域で助け合う「共助」について学び、防災についての考えを共有し、防災意識を高める場としました。



内容

区危機管理・地域防災担当から、災害時の自助・共助について説明を聞き、その後、グループごとに地震が発生した時の対応や備えについて話し合いました。



参加者の声

- ・災害に備えて、いろいろな方の意見が聞けて、参考になった。
- ・いま一度防災について深く考えさせられた。



当日の様子



ひとこと

意見交換の様子やグループごとの発表を聞き、みなさんの防災に対する意識が向上していると感じました。今後も様々な情報をみなさんと共有しながら、防災の意識を高めていきたいと思えます。

堀ノ内睦町連合町内会 四方田 信和 会長



災害図上訓練「DIG(ディグ)」

日時 5/25(土)18:00～

会場 西中・前里一・白金一町内会館

参加者 32人



開催趣旨

地域の中には、様々な災害が起こる可能性のある危険な場所が多く存在しています。

昨今、大きな災害が起こるリスクが高まっている中で「**災害図上訓練 DIG**～Disaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム)～」を体験し、防災に対する考えを学ぶ機会としました。



内容

- ①危険要因（崖、倒壊、火災等）、有効資源（消火栓、公共施設、人等）の情報を地図に書き込む。
- ②被害想定や危険回避、災害対応について意見を出し合う。



参加者の声

- ・初めての DIG 楽しくできました。
- ・自分の住んでいる地域の災害情報を確認できました。
- ・視覚化で課題が明確になりました。



当日の様子



ひとこと

DIG を通して、近隣の町内会の方々と意見交換ができ、防災意識が高まりました。

災害時には若い方の力が必要です。若い世代へ地域防災についての情報を共有し、いざという時に活躍してほしいです。

太田東部連合町内会 木曾川 一三 会長



自治会・町内会の活性化の推進

日 時 5/30(木)18:00～

会 場 永田小学校体育館

参加者 51人



開催趣旨

昔から「向こう三軒両隣」といった、何かの時に近所同士が助け合う習慣がありました。しかしながら、昨今のさまざまな社会状況の変化に伴い、地域のつながりは薄くなってきています。そうした中で、自治会町内会の活性化について話し合う場としました。



内容

若い世代の加入促進、高齢化による役員不足、子ども会の充実について話し合いました。その後、専門家から課題解決に向けたアドバイスをいただき、今後の取組の参考としました。



参加者の声

- ・他町内会の状況が分かりました。今後の活動に取り入れたいです。
- ・同じ悩みを共有できました。
- ・講師の話がとても参考になりました。



当日の様子



ひとこと

デジタルの活用や合議制を用いるなど、負担軽減に取り組んでいる町内会の事例を共有できました。今後も皆さんとアイデアを出し合い、北永田地区が住みよい街になるよう、取り組んでいきたいと思ひます。

北永田地区連合町内会 紙透 功 会長



より良い大岡地区のために

日時 6/1(土)13:30～

会場 大岡地区センター

参加者 33人



開催趣旨

地域をより良くするために、様々な世代や立場の方々に情報交換を行い、思いや考えを共有する場として開催しました。



内容

始めに、様々な世代、立場の代表者による座談会を行いました。その後、グループごとに地域で感じていることや、より良くするためにできることについて、話し合いをしました。



参加者の声

- ・出た意見が1つずつ実現できると思います。
- ・違う世代と話し、交流ができて良かったです。



当日の様子



ひとこと

3年間同じテーマで意見交換を行ったことで、様々な世代の地域に対する思いや考えが、みなさんの間で共有できたと思います。今後も、この場に出た意見を取り入れながら、地域での活動を盛り上げていきたいです。

大岡地区連合町内会 浅田 稔 会長



①『笑顔でつながる六ツ川』の実践に向けて
②能登半島地震を受けて

日 時 6/1(土)18:00～

会 場 六ツ川一丁目コミュニティハウス

参加者 19人



開催趣旨

第4期南区地域福祉保健計画地区別計画のスローガンである『笑顔でつながる六ツ川』の実現に向けた取組事例を共有しました。また、能登半島地震を受けて各町内会の防災・減災を考える場としました。



内容

町内会単独での地域活動が難しくなる中、複数の町内会で行事を共同実施した事例を発表しました。また、現在の各町内会の防災力・減災力を点検しました。



参加者の声

- ・ハロウインの取組が良かったです。
- ・能登半島地震の実情を聞いて他人事ではないと感じました。
- ・防災について再確認できました。



当日の様子



ひとこと

災害時は、六ツ川地区の19自治会町内会が、互いに助け合っていく必要があります。防災力・減災力を高めるために、どのように情報交換し、対応すべきかについて、これからも連合一丸となって検討していきたいと思えます。

六ツ川地区連合自治会 田中 克彦 会長



開催趣旨

町内会館の利用状況（利用分類・稼働率・予約手段・環境設備・希望事項・課題等）についてアンケートを実施し、会館を利用した地域活性化のための取り組みについて考える機会としました。



内容

アンケート結果について、地域の方から報告していただきました。また、利用団体から活動状況や改善点を発表していただき、その後、利用促進に向けた取組と課題について話し合いました。



参加者の声

- ・会館の利用方法について、いろいろな意見を聞くことができました。
- ・前向きな意見交換ができました。実現できたらよいと思いました。



当日の様子



ひとこと

予約のデジタル化や活用方法の改善、建物の管理など、利用促進に向けた課題を共有できました。今後、さまざまな利用団体も参加して、この取り組みが広がり、地域活性化につながることを期待します。

南永田山王台連合町内会 岩田 春男 会長



住みよいまちづくり ～災害に強いまち～

日 時 6/8(土)18:00～

会 場 大岡地区センター

参加者 43人



開催趣旨

災害時に地域で助け合えるまちが「災害に強いまち」「住みよいまち」であると考え、そのために必要な自助・共助について検討する場としました。



内容

「災害時の自助・共助」について、区危機管理・地域防災担当から説明を聞きました。その後、災害に強いまちを実現するために必要なことについて検討しました。



参加者の声

- ・今後地域でできることがあるとあらためて感じました。
- ・住民同士の日頃の顔のつながりや交流が重要だと思いました。



当日の様子



ひ と こ と

「災害に強いまち」を実現するためには、日頃のつながりが大切であるという意見が多く出ました。今後、行事等で活かしていきたいと思います。また、災害時のデジタル活用など、引き続き検討していきたいと思います。

本大岡地区町内会連合会 根本 守 会長



地域で支える安心・安全な「まち」にするには

日時 6/12(水)18:00～

会場 六ツ川大池地区連合自治会館

参加者 31人



開催趣旨

普段どんな人が地域を支えてくれているのかを知り、今後さらに地域をよくするために、顔を合わせてアイデアを出し合う場として開催しました。



内容

安心・安全に関する取組をしている3団体から発表があり、その後、地域で暮らして感じることや、今後の取組のアイデアをグループで話し合いました。



参加者の声

- ・ご近所の関わりが大切なんだと分かりました。
- ・学校の先生の意見を聞くことができて良かったです。



当日の様子



ひとこと

地域のみなさんが顔を合わせ、いろんな意見を出し合うことができました。地区懇談会で出たアイデアはそのままとせず、今後の活動に反映していきたいと思います。

六ツ川大池地区連合自治会 佐藤 正俊 会長



交通ルールをどう守るか みんなで考える

日 時 6/14(金)19:00～

会 場 ビエラストジオ蒔田

参加者 31人



開催趣旨

太田地区には平戸桜木道路が通っており、通過交通が多く、事故などの問題が発生しています。そこで、歩行者、自転車、自動車毎に交通安全のルールを学び、事故を起こさないために、何ができるか考える機会としました。



内容

交通指導員から、交通安全のルールについて話を伺いました。その後、違反したこと（ざんげ）、各地点のヒヤリハット、危険回避の方法についてグループで話し合い、発表し、共有しました。



参加者の声

- ・交通ルールについて、再認識することができました。
- ・「ゆずりあい」「気持ちのゆとり」が交通安全につながると思いました。



当日の様子



ひとこと

少子高齢化の中、自治会町内会の担い手不足が深刻です。特に地域の行事に親子の参加が減っていると感じています。地区懇談会にも若い人たちが積極的に参加して、発言できる場になるとよいと思います。

太田地区町内連合会 岩田 力 会長



これからの町内会のあり方

日時 6/21(金)19:00～

会場 区役所1階多目的ホール

参加者 46人



開催趣旨

寿東部地区をとりまく環境や、課題をみんなで把握し、これからの町内会について、地域全体で考えるきっかけづくりの場として開催しました。



内容

はじめに地区の現状に関する説明と、小学校、ケアプラザ、多文化共生ラウンジによる取組発表を聞き、これからの町内会についてグループで話し合いました。



参加者の声

- ・自分たちの知らないところで、学校、ケアプラザ、ラウンジが色々と工夫してくれていることが分かりました。
- ・意見交換ができてよかったです。



当日の様子



ひとこと

地区懇談会に参加された皆様に、寿東部地区の課題を共有し、様々な感想やアイデアをいただきました。今後、外国籍の方も含めみんなで仲良く、一緒に地域を作り上げていきたいと思えます。

寿東部連合町内会 渡邊 眞一 会長



3～5年先の盆踊り大会および ふれあい祭りにどう対処するか

日 時 6/26(水)18:00～

会 場 別所コミュニティハウス

参加者 42人



開催趣旨

地域の2大事業である「盆踊り大会」と「ふれあい祭り」。開催には、各自治会等への負担など様々な課題があります。今後、継続させていくために、何ができるか考える場として、開催しました。



内容

別所四丁目町内会から、「盆踊り大会」と「ふれあい祭り」の今後の運営に関して提案があり、それを踏まえて、グループに分かれ、2つの行事をどのように存続させていくか、話し合いを行いました。



参加者の声

- ・他の町内会の方の意見を聞くことができ、新しい発見がありました。
- ・町内のことを知るきっかけになった。
- ・地域交流の場として、この行事を続けるべき。



当日の様子



ひとこと

今年は、グループ討論という今までとは違った形式で開催しましたが、各グループともしっかりと話し合いができ、様々な思いや考え方などを共有できたのではないかと思います。今後も、大切な地域の行事について、みんなで考えていきたいです。

別所地区連合町内会 平戸 善久 会長



防犯について

日時	6/28(金)18:00～
会場	お三の宮地区連合町内会館
参加者	32人



開催趣旨

近年、オレオレ詐欺や、その他さまざまな詐欺が増えていることから、犯罪の事例や対策を学び、防犯意識を高める場としました。



内容

南警察署生活安全課から、特殊詐欺の傾向とその対応策について説明を受けました。説明の合間には、地域の方が被害者役となった寸劇も行いました。



参加者の声

- ・寸劇や説明がわかりやすかったです。
- ・さまざまな詐欺の手口を知ることができてよかったです。
- ・これからの参考にしたいです。



当日の様子



ひとこと

詐欺の被害にあわないように、また被害にあってしまった場合の対応策について学ぶことができました。これからも、お三の宮地区全体で防犯意識を高めていきたいと思いをします。

お三の宮地区連合町内会 米田 裕信 会長



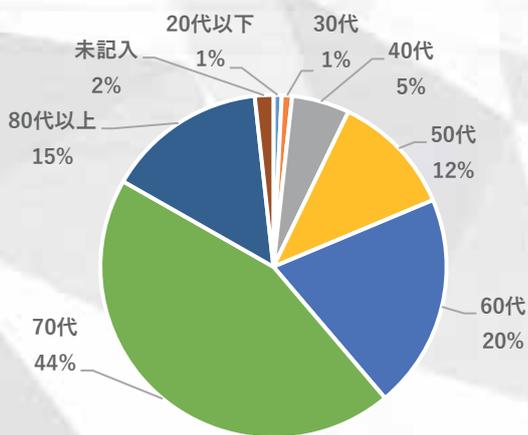
参加者アンケート結果

地区懇談会のあり方や、運営方法の改善等について検討するため、地区懇談会に参加された方々にアンケートを実施しています。今年度も、参加者の約9割の方々から回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

- アンケート配付者数 588名(令和5年度 518名)
- アンケート回収率 88%(令和5年度 92%)
- 回答総数 520件(令和5年度 476件)

参加者の年代

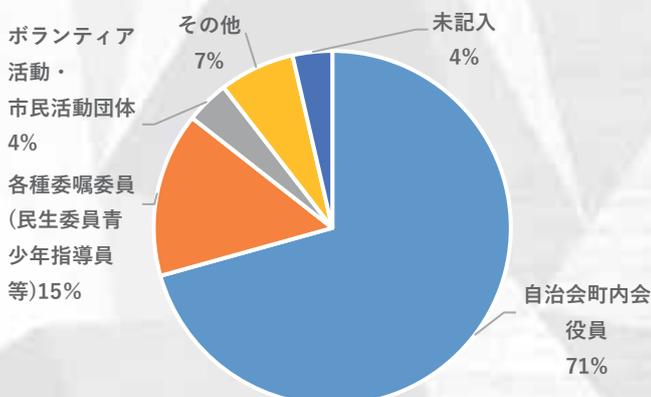
(選択肢) 20代以下・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上



60代と70代で全体の半数以上を占めています。一部の地区において、10代～30代の方にもご参加いただきました。

地域との関わり

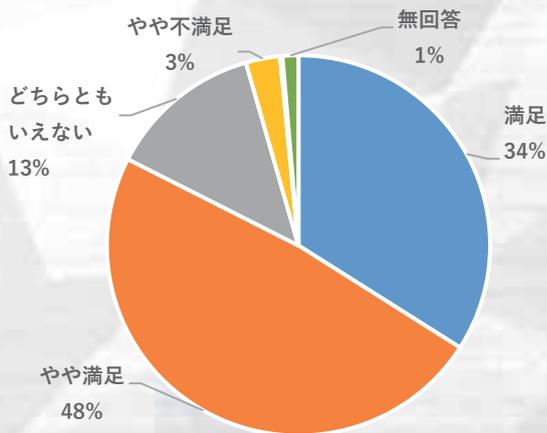
(選択肢) 自治会町内会役員・各種委嘱委員・ボランティア活動、市民活動団体・その他



「自治会町内会役員」が約7割を占めています。そのほか、一般住民の方、子ども会、役員卒業生などが参加した地区がありました。

1 地区懇談会に参加してみて、いかがでしたか。

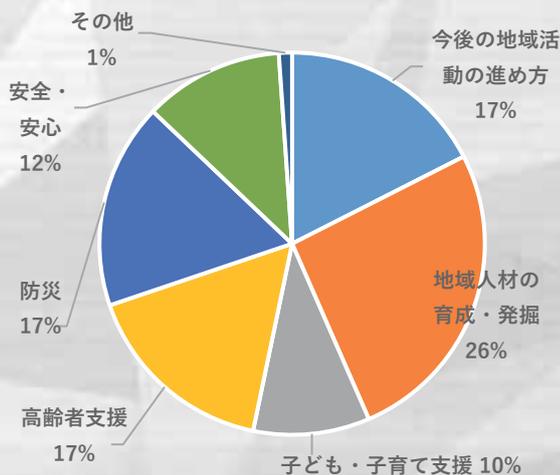
(選択肢) 満足 ・ やや満足 ・ どちらともいえない ・ やや不満足 ・ 不満足



「満足」または「やや満足」と回答した方は8割を超えました。『いろいろな方の意見を聞くことができ、考えるきっかけになった』、『自分の知らない情報も得られた』などのご感想をいただきました。

2 今後、地域で共有したい課題やテーマはありますか（複数回答可）

(選択肢) ① 今後の地域活動の進め方 ② 地域人材の育成・発掘 ③ 子ども・子育て支援
④ 高齢者支援 ⑤ 防災 ⑥ 安全・安心 ⑦ その他



「地域人材の育成・発掘」が最も高い割合となっています。その他では「ごみ問題」、「自治会町内会のデジタル化」、「障害者支援」などがありました。

各地区 最も関心が高いテーマ

<地域人材の育成・発掘>

蒔田 中村 井土ヶ谷 永田みなみ台 堀ノ内睦町 太田東部 北永田 六ツ川
南永田山王台 本大岡 太田 寿東部 別所 お三の宮

<高齢者支援>

大岡

<防災>

六ツ川大池



南区マスコットキャラクター
みなっち

みなっちの

ワンポイント・アドバイス



～意見交換の進め方～

皆さんで意見交換をする際は、話し合うテーマや目的を考えることが大切です。
そこで、意見交換のステップについて、代表的な例を紹介します！

STEP1

議題や視点はどうする？

まずは意見交換を通じて何を進めたいかを明確にすることが大切だよ♪

情報共有・課題解決

地域の現状や活動について情報共有したい

日ごろ課題に思っていることについてみんなで意見交換したい

取組拡大

今行っている取組を拡げたい、参加者を増やしたい

新しい取組を始めたいので、みんなの意見を聞きたい

連携促進

お隣の自治会町内会や他の団体と連携することで、活動を広げたい、担い手の負担を軽減したい

STEP2

どういう場にしたい？

全員が発言できる

全員で一度に情報共有できる

STEP3

議論の方法は？

グループ討議

教室形式

※議論の方法は他にもあります。

STEP4

議論の進め方を考えよう！

- 議題提案主旨を説明
- グループに分かれて、司会者・発表者・書記等を決める
- 各グループで話し合う
- 各グループの意見を発表
- 全体まとめ

- 議題提案主旨を説明
- 事例の紹介
- 全体で意見交換



各地区の地区懇談会の様子

グループ討議

メリット

- ・発言しやすい雰囲気活発な意見交換ができる
- ・全員が発言できる
- ・他の自治会町内会の人と顔見知りになれる

●工夫1

グループで話し合う前に、議題に関係する町内会の活動や区役所の取組を発表

- グループで話し合う論点がより明確になる

●工夫2

各グループに各自治会町内会が均等に分かれるよう、受付で振り分ける

- 様々な視点での意見交換ができる、顔見知りになれる

●工夫3

司会者や発表者を事前に決めておく

- スムーズに進行できる



教室形式

メリット

- ・全員が一度に情報を共有できる
- ・来場者数の変化に対応しやすい

●工夫1

議題に関係する区役所等の取組や制度を説明

- 議題の背景がより分かりやすくなる

●工夫2

各自治会町内会の取組を発表し、それぞれが抱える課題や工夫について共有

- 他の自治会町内会の様子が分かる、より具体的な議論ができる

●工夫3

座長から具体的な質問を投げかける

- 質問のポイントを絞ることで意見が出やすくなる





発行 令和6年9月

事務局 南区地域振興課地域力推進担当